

○津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する  
条例

平成27年2月20日  
津山圏域資源循環施設組合条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）が設置する一般廃棄物処理施設等（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称等)

第2条 施設の名称、種類及び位置は次のとおりとする。

(1) 名称

津山圏域クリーンセンター

(2) 種類

熱回収施設、リサイクル施設、管理棟、最終処分場

(3) 位置

津山市領家1446番地（熱回収施設、リサイクル施設、管理棟）

津山市領家1411番地1（最終処分場）

(処理業務等)

第3条 津山圏域クリーンセンター（以下「センター」という。）は、津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町及び久米郡美咲町（以下「関係市町」という。）の区域から発生する廃棄物（法第2条第2項に定める一般廃棄物のうち、し尿を除くものをいう。以下同じ。）を適切に処理することを業務とする。

(業務の委託)

第4条 管理者は、前条に規定する業務を委託することができる。

(使用者)

第5条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、管理者の許可を得た者とする。

(1) 関係市町の職員

(2) 法第6条の2第2項の規定により関係市町が委託した者

(3) 法第7条の規定により関係市町が一般廃棄物の収集運搬業を許可した者

(4) 第3条に定める区域の事業者で、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を直接搬入しようとする者

(5) 第3条に定める区域の住民で直接搬入しようとする者

(6) その他管理者が適当であると認める者  
(処理手数料)

第6条 使用者は、廃棄物の処理に関し、次に掲げる処理手数料（以下「手数料」という。）に100分の110を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、前条第1号及び第2号に該当する者は除く。

- (1) 家庭から排出されるごみで管理者が一般廃棄物処理計画で定めたもの  
10kgにつき50円
- (2) 前号以外のごみで管理者が一般廃棄物処理計画で定めたもの  
10kgにつき70円
- (3) 犬・ねこ等の死体 1頭につき500円

2 手数料の算定基礎となる数量は、10kgを単位とする計量器の指示する値とし、正味重量が10kg未満のものは、10kgとみなす。

(手数料の減免)

第7条 管理者は、災害その他特別の事情があると認められるときは、前条の手数料を減免することができる。

(搬入車両の登録)

第8条 管理者は、次の各号に掲げる者が継続してセンターを利用しようとするときは、その搬入車両を登録することができる。

- (1) 第5条第1号から第3号までの者
- (2) その他管理者が必要と認めた者  
(技術管理者)

第9条 法第21条第3項の規定により条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項各号に規定する者
- (2) 一般財団法人日本環境衛生センターが認定するごみ処理施設技術管理士の資格を有する者  
(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。  
付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成31年2月14日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に

使用したものに係る処理手数料の算定について適用し、同日前に使用したものに係る処理手数料の算定については、なお従前の例による。